

申立日 平成31年1月8日

申 立 書

福島県立医科大学 御中

公立大学法人福島県立医科大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する要綱に基づき、下記のとおり申立てを行います。

記

1. 被申立者の所属、職・氏名

所 属 : ふくしま国際医療科学センター健康増進センター

職・氏名 : 副センター長 宮崎 真講師

2. 申立ての具体的な内容と根拠

私は、福島県伊達市在住の主婦です。

東京電力福島第一原子力発電所事故の起きた5ヶ月後の2011年8月以来、私たち伊達市民は、千代田テクノル社製のガラスバッジを使用して、個人線量を計測してきました。福島県立医科大学(以下医大という)の宮崎真講師と東京大学の早野龍五教授は、千代田テクノルと伊達市から、伊達市民のガラスバッジによる個人外部被曝線量の測定データの提供を受けて研究(福島県立医科大学倫理委員会承認 2603号)を行い2つの論文を Journal of Radiological Protection 誌上で発表しております。この2つの論文の筆頭著者は、宮崎真氏です。

このような研究が行われていることについて、研究対象者である伊達市民にはなんらの通告がなく、また、上記の2つの論文(以下、第1論文と第2論文という)が発表されたこと

も知らされませんでした。私は最初の論文が発表された後、このような研究が行われていたことを知り、とても驚きました。幸い篤志の研究者の助力を受けることができ、両論文の内容を読み解くことができました。さらに、なぜこのような論文が書かれることになったかについて知るべく伊達市と医大に対して情報公開請求を行い、多くの文書を得ることができました。

第1論文と第2論文を読み解き、公開された文書による検証を行ったことで、研究の遂行と論文作成の過程で、宮崎氏らが多くの点で、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(以下倫理指針という、注1)に違反しており、さらに研究不正まで行っていることを確信するに至りました。それゆえ、今回、研究不正に関する申し立てを行うことを決意いたしました。

第1論文は、国の原子力規制委員会または放射線審議会が検討している「放射線障害防止に係る技術的基準の策定」の根拠の一つとなっているため、迅速な調査をお願い致します。

(1) 対象となる発表および論文

- ① 「測って伝える—これまでの歩み、そしてこれから」(2015年9月13日第12回ICRPダイアログにおける発表) <https://www.youtube.com/watch?v=dq9l3d3b5nw>
- ② Individual external dose monitoring of all citizens of Date City by passive dosimeter 5 to 51 months after the Fukushima NPP accident (series): 1. Comparison of individual dose with ambient dose rate monitored by aircraft surveys (2016年12月6日 Journal of Radiological Protection 誌に掲載
<http://iopscience.iop.org/article/10.1088/1361-6498/37/1/1/meta> (第1論文))
- ③ Individual external dose monitoring of all citizens of Date City by passive dosimeter 5 to 51 months after the Fukushima NPP accident (series): II. Prediction of lifetime additional effective dose and evaluating the effect of decontamination on individual dose (2017年7月6日 Journal of Radiological Protection 誌に掲載)
<http://iopscience.iop.org/article/10.1088/1361-6498/aa6094> (第2論文))

(2) 医学系研究の倫理指針に対する違反

- ① データの提供に同意していない市民のデータを使っている
この研究は、研究計画書(資料1)の4ページの研究対象者の選定の項に、「閲覧解析の対象者はデータを本機関に提供する同意があったものに限られる」と記述されているにもかかわらず、医大へのデータ提供に同意していない市民のデータを使用していることが以下の証拠から明らかであり、明白な倫理指針違反である。1)第1論文の表1

の 2012 3Q に 59056 人の研究対象者が存在する、2)第 1 論文の図 4c のグラフの研究対象者が 59056 人である、3)2018 年 9 月に行われた伊達市議会において、伊達市当局が 2012 2Q における同意者、不同意者および未提出者について、「同意、不同意の数でございますが、7 月から 9 月期の測定結果送付時で、測定者が 5 万 8, 4 8 1 人でありました。その中で同意された方が 3 万 1, 1 5 1 人、不同意の方が 9 7 人、未提出の方が 2 万 7, 2 3 3 人となっております、率にいたしますと同意の方が 5 3. 3 %、不同意の方が 0. 2 %、未提出の方が残り 4 6. 5 %という状況になっております。」と答弁している(注 2)。

② 研究対象者に研究が行われていることと研究内容が公知されておらず、同意撤回の機会が与えられていない

研究計画書には、「なお、本研究は、文部科学省・厚生労働省『疫学研究に関する倫理指針』が定める『人体から採取された試料を用いない場合』に該当するため、研究対象者からインフォーム・コンセントを受けることを必ずしも要しないと判断される。ただし、『この場合において、研究者等は、当該研究の目的を含む研究の実施についての情報を公開しなければならない』と定められているため、本研究の実施について周知するため、HP や伊達市広報誌などに資料 4 の公開文を掲載していただく予定である」と書かれている(研究計画書 12 ページ)。さらに研究計画書の 11 ページに、「研究対象者については、伊達市からこの研究のもととなるデータを取得する事業についての説明を受け、事業に参加しデータ提供を行うことに同意した者のみを対象とする。また、同意を得た研究対象者又は代諾者が、本研究の開始後にデータ提供への同意を中止する旨の希望を申し出た場合、その意思を尊重する。」と記述されている。しかし、HP などへの公開は全く行われておらず、市民は研究内容どころか研究が行われたことさえ知らされていない。これでは、「研究対象者等が拒否できる機会」などあるはずはない。これらは重大な倫理指針違反である。さらに、宮崎真氏は伊達市の市政アドバイザーであり、本来ならば、率先して、通知、公開、および研究対象者等に拒否できる機会を保証する責務がある。それを怠った責任は重大である。

③ 研究計画書が承認される前にデータ提供を受け研究を開始している

2017 年 9 月の伊達市議会の一般質問で半沢隆宏直轄理事(当時)が市側として次のように答弁している。「宮崎先生のほうには 8 月になって改めてデータの提供ということで、そちらのほうを使っていたと。」(注 3)また、共同研究者である早野氏は 2015 年 9 月 13 日に、(1)-①の発表を行っており、ガラスバッジを用いた個人被曝線量のデータを解析した 2 枚のグラフをもとに解説している(資料 2)。このグラフは第 2 論文の図 6 と図 5A と実質的に同じものであり、研究が開始されたことを示す証拠

である。この研究にかかる研究計画書が医大の倫理審査委員会に提出されたのは2015年11月2日であり、最終的に医大学長によって承認されたのは同年の12月17日である。このことは、宮崎真氏および早野龍五氏が、研究が倫理審査委員会によって承認される前にデータの提供を受け、さらにそのデータを用いた研究を開始していることになる。これは「研究を開始する前に倫理審査委員会の承認を得る」という倫理指針の基本原則に反しており、明白な倫理指針違反である。

④ 発表すべき研究成果を発表していないばかりでなく研究計画書に定められている研究の成果でない論文を研究成果として報告している

医大に対する情報公開請求により、本研究の研究終了報告書が開示されている(資料3)。この研究修了報告書の「研究結果の概要」のところに、「その後、解析の結果そのものを利用した派生した検討として、福島県における原発事故由来の追加個人外部線量の被曝の経時的な推計を行い、原子放射線の影響に関する国連科学委員会 (UNSCEAR) が公表している同様の推計との対比についても2018年2月に査読付き論文として公表した(38-310, 2018, Journal of Radiological Protection)。」と記述されている。しかし、これは医大倫理委員会2603号の研究の成果ではない。研究計画書には、「12 予測される研究結果及び学術上の貢献 2) 個人の外部被ばく線量と内部被ばく線量との間には相関がない」と書かれている。また、第1論文には、” The present authors made use of the large-scale individual dose monitoring data provided by Date City covering the period from 5 to 51 months after the FDNPP accident, analyzed the relationship of the individual doses to the results of airborne surveys conducted by the Japanese Government, the effect of decontamination on the individual doses, and the relationship between the external and internal doses. These results will be published in a series of three papers.” と書かれており、第3論文で外部被曝線量と内部被曝線量の相関を示すことが予告されている。すでに研究は終了しているにもかかわらず、研究計画書と第1論文に予告されている第3論文は発表されていない。研究修了報告書に虚偽を書くことは明白な倫理指針違反である。さらに、「人を対象とする医学系研究の倫理指針」の基であるヘルシンキ宣言(注4)には、” Negative and inconclusive as well as positive results must be published or otherwise made publicly available.” と規定されており、第3論文を発表しないことそのものが倫理指針違反である。

(3) 研究不正

① 全データをすでに廃棄している

医大に対する情報公開請求により、本研究の研究終了報告書が開示されている(資料3)。

研究終了報告書の日付は2018年10月23日であり、2018年10月31日を持って研究を終了すること、そして資料・情報は研究終了時に全て廃棄することが書かれている。最後の論文である第2論文が論文誌に掲載されたのは2017年7月であり、それからわずか1年3ヶ月後に資料・情報が全て廃棄されたことになる。倫理指針は情報等をできるだけ長く保管することを義務付けており、また、学術会議の「科学研究の健全性の向上について」(注5)には資料の保存期間は、原則として、当該論文発表後10年間とするとされている。論文発表後1年と少しで資料・情報を全て破棄することは、倫理指針に違反するだけでなく、明白な研究不正であると考えられる。

② 第2論文に捏造と疑われるグラフが存在する

(1)-①のICRPダイアログの発表および(1)-③の第2論文には不自然な点が多数見られる。特に、資料2として添付する前者のスライド1および2は第2論文の図6と図5Aに対応する。スライド1と図6は前者の縦軸がmSv/3カ月で、後者では $\mu\text{Sv/h}$ で示されていることが違うだけで同じ図といえる。スライド1と図6の研究対象者とスライド2と図5Aの対象者数は前者が425人、後者が476人である。人数の違いは10%強であり、周辺線量率がほとんど変わらない地域の市民が対象者であるので、被曝線量と累積被曝線量は同じ結果を示すと考えられる。それゆえ、スライド1のグラフを積分したものに事故後4カ月の初期被曝を加えたものがスライド2であり、図6を積分した結果である図7に事故後4カ月の初期被曝を加えたものが図5Aと考えて良い。図7は図6の積分であるが、図6から計算すると図7の累積線量はあるべき値の半分しかない。同様にスライド2および図5Aから初期の4カ月の被曝線量である1.4 mSvを引いた値も図6を積分して求められた値の半分しかない。スライド1の縦軸がmSv/3ヶ月であることは、累積線量を求める操作は単純な足し算だけである。このような単純な間違いを著者が2人いながら2年以上も気がついていないことは不自然極まりない。捏造であるか、捏造に匹敵する怠慢と言わざるを得ない。また、スライド2と図5Aは99パーセントイルの上に10個以上の外れ値がある。対象者の人数は476人であるので、外れ値の数は5以下でなければならず、極めて不可解である。

以上

添付資料

資料1: 研究計画書

資料2: ダイアログ・セミナーでの発表のスライド

資料3: 研究終了報告書

注 1: <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000168764.pdf>

注 2:

http://ssp.kaigiroku.net/tenant/datecity/SpMinuteView.html?council_id=81&schedule_id=3&minute_id=187&is_search=true

注 3: 8月とは2015年8月のことである。

http://ssp.kaigiroku.net/tenant/datecity/SpMinuteView.html?council_id=75&schedule_id=3&minute_id=399&is_search=true

注 4: <http://dl.med.or.jp/dl-med/wma/helsinki2013j.pdf>

注 5: <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-k150306.pdf>